

平成19年8月1日から
駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制から除外される車両に掲出する
標章の交付に係る手帳の種別・障害の区分・級別が変わります。

身体障害者等用除外標章交付対象者

対象となる方は、都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1級から3級までの各級又は <u>4級の1</u>	
	聴 覚 障 害	2級又は3級	
	平 衡 機 能 障 害	3級	
	肢 体 不 自 由	上 肢 機 能 障 害	1級、 <u>2級の1</u> 又は <u>2級の2</u>
		下 肢 機 能 障 害	1級、2級又は <u>3級の1</u>
		体 幹 機 能 障 害	1級から3級までの各級
		運 動 機 能 障 害	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		上肢機能 移動機能	1級又は2級
		心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害	1級又は3級
		免 疫 機 能 障 害	1級から3級までの各級
（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）			
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡 体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳 （東京都療育手帳）		1度又は2度 （3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）	
精神障害者 保健福祉手帳		1級 （精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）	
小児慢性疾患児手帳		（色素性乾皮症の認定を受けている方）	

参考1 新規則により交付される障害区分・級別が変わる方

	新たに交付対象になる方	交付対象外になる方
視覚障害	3級又は <u>4級の1</u>	
聴覚障害	2級又は3級	
上肢機能障害	1級、 <u>2級の1</u> 又は <u>2級の2</u>	
下肢機能障害		<u>3級の2</u> 又は <u>3級の3</u> 、4級
運動機能障害 (上肢機能)	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
運動機能障害 (移動機能)		3級又は4級

参考2 上記表中赤線部分の障害の級別の詳細は以下のとおりです。

視覚障害	<u>4級の1</u> とは、4級のうち、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方
上肢機能障害	<u>2級の1</u> とは、2級のうち、両上肢の機能の著しい障害の方 <u>2級の2</u> とは、2級のうち、両上肢のすべての指を欠く方
下肢機能障害	<u>3級の1</u> とは、3級のうち、両下肢をショパール関節以上で欠く方 <u>3級の2</u> とは、3級のうち、一下肢を大腿の二分の一以上で欠く方 <u>3級の3</u> とは、3級のうち、一下肢の機能を全廃した方

※ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」による。

参考3 障害の級別が分からない方

ご自身がお持ちの身体障害者手帳等で、上記に該当する障害の級別が記載されていない又は複数の障害等によりご自身が該当する障害の級別が判らない方は、当該手帳の交付を受けた窓口で確認の上、身体障害者手帳等をお持ちになり、お近くの警察署へご相談ください。

参考4 新規則により交付対象外になる方

改正前（平成19年7月31日以前）の基準により標章の交付を受け、新規則による障害の級別で交付対象外になった方は、改正後3年を経過するまでの間（平成22年7月31日まで）は、交付対象者とみなしますので、その間は除外対象者として標章の使用ができます。なお有効期限が切れる方は更新が必要となります。